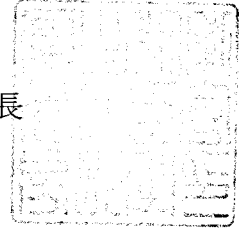




厚生労働省発社保第0512001号
平成20年5月12日

国土交通省大臣官房長 殿

厚生労働省大臣官房長



「ねんきん特別便」に関する協力依頼について

厚生労働行政につきましては、平素より、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、年金記録問題への対応につきましては、本年4月から、3月までに「ねんきん特別便」をお送りした方以外のすべての年金受給者に5月までに、また、すべての現役加入者に10月までに、合計9,500万人の方に「ねんきん特別便」をお送りし、お一人お一人にご自身の年金記録を確認していただくこととしております。

年金記録問題の解決のためには、お送りした「ねんきん特別便」について、お一人お一人の方に、ご自身の記録に漏れや間違いがないかをきちんとご確認いただき、必ずご回答いただくことが何より重要です。

このため、去る1月24日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において決定された「年金記録問題に関する今後の対応」において、「ねんきん特別便」の送付等に対応し、記録確認の周知徹底、内容・手続等に関する広報について、市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げた体制を確保し、万全を期すこととされたところです。

厚生労働省においては、「ねんきん特別便」に関する周知・広報等について、厚生労働省を挙げて、介護・福祉関係者、事業主等幅広い方々のご協力を得て取り組むこととし、先般、「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の基本的取組方針」及び「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の行動計画」を取りまとめ、今後、各般の取組を進めていくこととしております。

つきましては、貴府省庁におかれましても、広報誌等での「ねんきん特別便」の周知・広報についてご協力いただけますようお願いするとともに、下記のとおり、管下の関係機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）における「ねんきん特別便」に関する周知・広報について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、年金記録問題への対応については、進捗状況等を「年金記録問題に関する関係閣僚会議」等に報告しており、今後、貴府省庁の取組状況につきましてご報告をお願いすることも予定しておりますので、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

記

1 依頼先

貴府省庁管下の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律によって設立される民間法人（旧特殊法人・旧認可法人）、公益法人及び業界団体

2 依頼事項

依頼先の各法人において、関係する企業等による実施を含めて、次のとおり、広報資料を活用した「ねんきん特別便」に関する周知・広報をお願いいたします。

(1) 周知・広報の方法

- ① 広報誌、ホームページ、掲示板等への広報資料の掲載や窓口等での広報資料の備え付け
- ② 職員等の関係者に対する広報資料の配布

(2) 使用する広報資料

- ① 「現役加入者の方用」（別添2-1）
現役世代の方向けに周知・広報する場合
- ② 「全ての方用」（別添2-2）
高齢者も含めた幅広い年齢層向けに周知・広報する場合

(3) 周知・広報の期間

6月から10月までに送付する「ねんきん特別便」について、十分に確認していただいた上で、正確な回答が速やかに行われるよう実施

(参考)「ねんきん特別便」の送付スケジュール

- ・ 年金を受けておられる方（年金受給者）：4月・5月
- ・ 現役加入者の方：6月～10月